

# 令和 2 年度県民生活習慣実態調査について

## 1 調査の目的

本調査は、県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に関する意識等を調査し、健康いわた 21 プラン（第 2 次）及びイー歯トープ 8020 プランの評価並びに県民の健康増進の総合的な推進を図るために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象

- 令和 2 年「国民健康・栄養調査」の対象世帯及び世帯員（盛岡市も含む）
  - 国民健康・栄養調査の非該当となった保健所が管轄する地域毎に平成 28 年国勢調査区から無作為抽出した地区のすべての世帯及び世帯員
- ※ ただし、いずれも、令和 2 年 11 月 1 日現在で 1 歳以上の者を対象とする

なお、以下の世帯及び世帯員は調査の対象から除外予定

### <世帯>

- ・世帯主が外国人である世帯
- ・3食とも集団的な給食を受けている世帯
- ・住み込み、賄い付きの寮・寄宿舎に居住する単身世帯

### <世帯員>

- ・1歳未満（乳児）
- ・在宅患者で疾病等の理由により、流動状の食品や薬剤のみを摂取している又は投与されている場合など通常の食事をしない者
- ・食生活を共にしていない者
- ・次に掲げる世帯に不在の者（単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね3ヶ月以上）、遊学中の者、社会福祉施設（介護保険施設含む）の入所者、長期入院者、預けた里子、収監中の者、その他別居中の者

## 参考

平成 28 年度調査対象地区

保健所名	調査対象市町村名	世帯数（実）	世帯員数		備考
			1歳以上（実）	15歳以上（実）	
盛岡市保健所	盛岡市 1	56 (14)	90 (5~26)	84 (13~25)	国調査
	盛岡市 2	59 (22)	129 (6~47)	115 (22~44)	国調査
県央保健所	滝沢市	35 (21)	79 (22~51)	73 (44)	国調査
中部保健所	北上市	60 (18)	111 (21~32)	105 (25~31)	国調査
	西和賀町	36 (29)	88 (37~68)	83 (53~63)	国調査
奥州保健所	奥州市	98 (51)	258 (65~122)	228 (80~114)	国調査
一関保健所	一関市	46 (33)	124 (49~93)	110 (76~83)	国調査
大船渡保健所	大船渡市	58 (35)	145 (42~74)	132 (54~67)	県調査
釜石保健所	釜石市	53 (40)	101 (30~78)	89 (48~66)	国調査
宮古保健所	対象地区が台風 10 号の被害を受けたため調査中止				
久慈保健所	久慈市	53 (20)	113 (13~48)	101 (37~43)	国調査
二戸保健所	二戸市	93 (57)	207 (73~129)	277 (87~103)	県調査
	計	<b>647</b> <b>(340)</b>	<b>1,445</b> <b>(363~768)</b>	<b>1,397</b> <b>(539~683)</b>	

※国が行う歯科疾患実態調査は盛岡市 2 のみの指定であり、それ以外は県調査となっている。

### 3 調査項目、対象年齢及び調査時期

本調査は、身体状況調査票、歯科疾患実態調査口腔診査票、栄養摂取状況調査票、県民生活習慣状況調査票及び歯科疾患実態調査アンケート調査票からなり、調査項目及び対象年齢は下記を予定。

#### (1) 身体状況調査票（調査票第1号）

調査項目	調査対象	調査時期
① 身長、体重	1歳以上	令和2年11月中の1日
② 腹囲	20歳以上	
③ 血圧測定	20歳以上	
④ 問診	20歳以上	

#### (2) 歯科疾患実態調査口腔診査票（調査票第2号）

調査項目	調査対象	調査時期
① 歯・歯周組織の状況	1歳以上	アの身体状況調査と同日
② 口腔清掃の状況	1歳以上	
③ 補綴処置の状況・必要度	1歳以上	
④ 顔面頸部、粘膜その他の異常	1歳以上	

#### (3) 栄養摂取状況調査票（調査票第3号）

調査項目	調査対象	調査時期
① 世帯状況 世帯員番号、氏名、生年月日、性別、妊婦 (週数)・授乳の別、仕事の種類	1歳以上	令和2年11月中の1日 (日曜日及び祝日を除く)
② 食事状況(1日) 朝・昼・夕食別、家庭食・外食・欠食の区 分別	1歳以上	
③ 食物摂取状況(1日) 料理名、食品名、使用料、廃棄量、世帯員 ごとの案分比率	1歳以上	
④ 1日の身体活動量〔歩行数〕	15歳以上	

#### (4) 県民生活習慣状況調査票（調査票第4号）

調査項目	調査対象	調査時期
「健康いわて21プラン(第2次)」の 口腔領域を除く生活習慣等の実態及び 意識を把握する。	15歳以上 (一部項目については20歳以上、世帯 主)	調査期間中に実施

#### (5) 歯科疾患実態調査アンケート調査票（調査票第5号）

調査項目	調査対象	調査時期
「健康いわて21プラン(第2次)」の 口腔領域及び「イー歯トープ8020プ ラン」に関する生活習慣の実態及び意識 を把握する。	1歳以上 (一部項目については満1~5歳、満1 ~14歳、満15歳以上、取り外しので きる入れ歯のある者)	調査期間中に実施

## 4 調査票について

- (1) 朱書き部分が今回の修正・追加・削除箇所です。
- (2) 黄色塗は、健康いわて 21 プラン（第 2 次）各目標項目と関連のある質問項目です。

## 5 調査票見直し項目の概要

### 【喫煙の状況や受動喫煙の知識について】 P5～6

〔追加〕問 10-1 現在吸っているたばこ製品について、あてはまる番号をすべて選んで  
○印をつけてください。

（参考資料）2019 年国民健康・栄養調査 生活習慣調査票 問 12-1

（追加理由）紙巻たばこ以外に加熱式たばこを吸う人が増えてきていることから、現状を把握するため。

〔追加〕問 10-2 あなたは通常、1 日に何本紙巻たばこを吸いますか。

（参考資料）2019 年国民健康・栄養調査 生活習慣調査票 問 12-2

（追加理由）1 日に吸う本数が多いと依存性が高まる他、健康への影響も大きくなることから現状を把握するため。

〔削除〕（旧）問 10-1 あなたの喫煙に対する考え方として当てはまるものはありますか？

〔追加〕問 10-3 あなたはたばこをやめたいと思いますか。

（参考資料）2019 年国民健康・栄養調査 生活習慣調査票 問 12-3

（削除・追加理由）質問内容は類似しており、より回答しやすい内容にするもの。

〔削除〕（旧）問 11 あなたは、次の中でどの段階以上なら、公共の場所や職場での受動喫煙の害がないと思いますか。

（削除理由）2018 年 7 月に健康増進法の一部改正する法律が成立し、望まない受動喫煙の防止を図ることが法律で定められ、2020 年 4 月 1 日より全面施行されることから質問内容が現在の状況に合わなくなるため。

〔修正〕問 11 あなたはこの 1 ヶ月間に自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）がありましたか？

（修正理由）2020 年 4 月 1 日より原則屋内禁煙となるため、回答内容を整理するもの。

### 【休養について】 P8

〔追加〕問 14 ここ 1 ヶ月間、あなたは睡眠で休養が充分とれていますか。

（参考資料）平成 28 年国民健康・栄養調査 生活習慣調査票 問 6

（追加理由）平成 28 年国民健康・栄養調査（大規模調査）の質問項目には入っているが、2020 年調査の質問項目に入る<sup>3</sup>下明のため、今回追加するもの。

※調査項目に入るようであれば削除とする。

〔追加〕問 15 あなたは、ご自身の休養は十分だと思いますか。

(参考資料) 平成 8 年健康づくりに関する意識調査 問 19 (健康・体力づくり事業財団)

(追加理由) 休養の目標 2 項目のうち「月 80 時間超の時間外労働を行わせる雇用者の割合の低下 (%)」は平成 30 年度から統計データとして推移を追うことができなくなり、もう 1 つの「睡眠による休養が十分にとれていない者の割合の低下 (%)」のみとなることから、新たな目標項目として追加するもの。

**【フレイルについて】** P11

〔追加〕問 25 あなたは「フレイル」の言葉や意味を知っていますか？

(追加理由) 令和 2 年度から後期高齢者の健康診査質問票がフレイル予防を目的とした内容に変更になるなど、高齢者のフレイル予防に取り組む流れとなっていることから、フレイルの項目を追加するもの。

〔追加〕問 26 (60 歳以上の方にお伺いします) あなたの生活の様子についておたずねします。

(参考資料) 平成 29 年国民健康・栄養調査 生活習慣調査票 問 11

(追加理由) 知識の他、高齢者の食事、身体活動、睡眠、身体状況 (筋肉量等)、咀嚼・嚥下に関する実態を把握するもの。